

19JEITA-CP 第 007 号  
平成 19 年 5 月 22 日

関係各位

(社)電子情報技術産業協会  
パーソナルコンピュータ事業委員会  
委員長 小林 一 司  
ホームデジタル対応専門委員会  
委員長 松 村 秀 一

## デジタルテレビ放送受信機能付パソコンにおける機能表示ガイドライン

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会諸事業に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、デジタルテレビ放送受信機能を持つパソコンの普及台数が、加速度的に伸びてきている中で、デジタルテレビ放送受信機能が多様化してきており、消費者が商品を選択する際、当該パソコンが持つ受信機能について誤認して購入されることが懸念されます。

当協会では、このような消費者の誤認を防止するために、その機能表示についてガイドラインを定めましたので、貴社関係部署に周知徹底をよろしくお願い致します。

### 記

#### 1. 主旨

日本のデジタルテレビ放送が受信可能なパソコンにおいて、デジタル放送で運用される各種サービスへの対応の有・無が消費者に誤認されないことを目的として、この機能表示ガイドラインを制定する。

#### 2. ガイドラインの適応範囲

##### 2. 1 適応機器

デジタルテレビ放送受信機能を搭載したパソコンを対象とする。ワンセグ受信機能については、状況により別途定めることとする。

##### 2. 2 表示対象

各社のカタログ、ホームページ及び取扱説明書とする。

#### 3. 機能表示を行う内容

##### 3. 1 表示項目

- ①対応する放送の種類（地上、BS、110 度 CS）
- ②CATV パススルー対応
- ③字幕放送
- ④データ放送
- ⑤双方向（データ放送）サービス
- ⑥EPG（電子番組表）

##### 3. 2 表示の方法

- ①【対応する放送の種類】については、それを表示すること。

- 上記以外の項目（②～⑥）については、非対応の場合、その旨を上記呼称の近傍に明記するなどの判りやすい表示を行うように努めること。具体的な表示形式については、各社の裁量に委ねる。

#### 4. 実施時期

2008年3月1日までに実施する。取扱説明書については、対応可能な時期から適用する。

以上

## 【 解説 】

### 1. 表示項目の選定について

機能表示については、「デジタル放送推進のための行動計画（第 7 次）」でも、機能が限定されていることについて購入者にわかりやすい方法で明示する等の表現がなされており、その必要性が高まってきているところである。

### 2. 表示項目の意味について

#### ● 対応する放送の種類

地上デジタル放送、BS デジタル放送及び 110 度 CS デジタル放送の全て、又は一部に対応しているかどうかを記載する。

表示例) 地上デジタルチューナー搭載  
地上・BS・110 度 CS デジタルチューナー搭載

#### ● CATV パススルー対応

地上デジタル放送の CATV への周波数変換パススルーに対応しているか否かを記載する。

表示例) CATV パススルー対応：×

#### ● 字幕放送

字幕放送に対応しているか否かを記載する。

表示例) 字幕放送：×

#### ● データ放送

BML ブラウザ搭載の有無を記載する。ここでいうデータ放送には双方向サービスは含まない。

表示例) データ放送：×

#### ● 双方向（データ放送）サービス

「(データ放送)」は省略可。何らかの通信手段（モデム、LAN 等）を搭載し、データ放送の双方向サービスに対応しているか否かを記載する。

表示例) 双方向サービス：×

#### ● EPG（電子番組表）

EPG の定義については、表示形式（ラテ欄、リスト表示等）にかかわらず、少なくとも現在番組と次の番組（EIT\_p/f）が表示できることとする。

表示例) EPG：×

### 3. ガイドラインの更新

将来、放送サービスのさらなる多様化が想定できるので、その時は、適宜、表示項目を見直すこととする。